

子育て支援の拡充を求める意見書

全ての子どもたちが健全で安心できる環境で育つことができ、全ての保護者がゆとりと責任をもって子育てができる環境が必要であることから、社会全体で子育てを支援すべきである。

子育ての不安要素として、経済的な負担、仕事との両立が指摘されている。誰もが安心して出産・子育てができるよう子どもの成長にあわせて必要となる各費用について、支援を拡大する必要がある。労働時間規制により、男性も女性も「ワークライフバランス（仕事と生活の調和）」の実現が可能な環境整備も重要である。

また、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は2015年度で10万件を超え、過去最多となっている。虐待を受けるなど厳しい家庭環境下にあり、個別の保護を必要としている子どもたちに対しても手厚い公的保護を行うべきである。

よって、本市議会は、子どもたちが健全に安心して育つことのできる社会の実現のために、政府に対し、子育て支援策の拡充として、次の項目を含む施策の早急な実施を要望する。

- 1 保健所や児童館などの子育て支援機能を強化し、育児の不安や地域での孤立を解消するため、子育て世代包括支援センターを中核とする子どもの育ちや子育てを支える地域ネットワークを全国で推進すること。
- 2 妊婦健診費用、出産費用、幼児教育・保育費用、就学関係費用、高等教育費用や育児休業給付など子どもの成長にあわせて必要となる各費用について、一層の助成や給付拡大を行うこと。
- 3 妊娠・出産・子育てに関する悩みについて、いつでも対応できるよう、24時間対応の全国统一番号のホットラインを開設すること。
- 4 中高生の子どもたちが気軽に立ち寄れる安全な居場所と思春期の子どもを持つ親が悩みを相談できる体制づくりを促進すること。
- 5 長時間労働の規制、育児休業の取得、在宅勤務、育児中の短時間勤務等の仕事と子育ての両立ができる働き方を促進すること。
- 6 男女が共に子どもを育てる社会を実現するために、女性の社会参加に不可欠な男性の育児参加の抜本的拡充に取り組むこと。
- 7 「貧困の世代間連鎖」を断ち切るために、ひとり親家庭への支援を拡充するなど、子どもの貧困対策法に基づいた施策を行うこと。
- 8 保護を必要としている子どもたちへの支援体制や保護者の相談体制を充実させ、児童相談所など関係機関の機能強化を図り、関係する民間団体との連携と支援を強化すること。
- 9 実親が育てることが困難な子どもも、家庭的な環境で育つことができるよう、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」に基づき特別養子縁組制度を拡充し、実親の支援、特別養子縁組制度の周知などを進めていくこと。

10 増加する児童虐待事案や特別養子縁組等の相談件数に比して十分な人員体制が整っていないことや専門性の高い職員が不足していることから、児童相談所職員の量的・質的両面において抜本的な拡充を行い、その上で、開所時間を弾力的に運営できるよう整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣 殿

厚生労働大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）

座間市議会議長 京 免 康 彦